

政令第百二十九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十六年法律第二十六条第一項第一号)の施行等に関する政令をここに公布する。

の給付を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二十六条第一項第一号(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十六年法律第二十六条第一項第一号(同条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

二 國家公務員共済組合法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 野田 佳彦  
菅 直人

内閣総理大臣 菅 直人

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第一号の給付を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

内閣総理大臣 菅 直人

平成二十三年五月一日

政令第百三十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三条第一項第一号、第四十六条第一項及び第二項第二号、第四十八条第三項及び第四项、第八十六条第三項、第八十八条第三項、第九十条第三項、第九十一条第三項、第九十二条第三項、第九十五条第三項、第九十六条第三項、第九十七条第一号、第一百三十三条第一項並びに第一百四条第三項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(政令で定める水道事業に類する事業)

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項第一号の水道事業に類する事業として政令で定めるものは、一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第一項に規定する水道をいう。)により水を供給する事業とする。

(政令で定める医療機関及びその施設)  
第二条 法第四十六条第二項第一号の政令で定める医療機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第二項の政令で定める施設は、同表の上欄に掲げる医療機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医 療 機 関	施 設
医療法(昭和二十三年法律第一百五号)第三十条の第四項第五号イからホまでに掲げる医療を提供する医療機関その他の医療機関であつて厚生労働大臣の定めるもの(国、独立行政法人(平成十一年法律第百三号)、第二条第一項に規定する独立行政法人(平成十五年法律第百十二号)、第二条第一項に規定する同立大学法人及び医療法第七条の二第二号)第一項各号に掲げる者の開設する医療機関を除く)	当該医療機関の有する施設のうち、厚生労働大臣の定めるもの
精神科病院	当該病院の有する施設のうち、精神障害の医療を行ったために必要なもの

(都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助)  
第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)の区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。)内にある老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第五項に規定する小規模多機能居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム文部科学大臣 高木 義明  
内閣総理大臣 菅 直人

この政令は、公布の日から施行する。

体障害者等福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者等社会参加支援施設（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という）、身体障害者等社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者等社会参加支援施設」という。）・障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設・地域活動支援センター・福祉ホーム若しくは障害者福祉サービス（同法第五条第五項に規定する療養介護・同条第六項に規定する生活介護・同条第七項に規定する児童デイサービス・同条第八項に規定する短期入所・同条第十項に規定する共同生活介護・同条第十三項に規定する自立訓練・同条第十四項に規定する就労移行支援・同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十号）第一条第一項に規定する施設（以下この項において「授産施設」という。）ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一 当該区域における小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設の数に対する東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいいう。以下同じ。）により著しく被災を受けた小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は授産施設（後の復旧に要する費用の額が六十万円未満のものを除く。次号において「被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設」という。）の数の割合が十分の一以上であること。

二 当該区域における被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設の復旧に要する費用の一施設又は一事業所当たりの平均額が八十万円以上であること。

三 当該区域における被災介護老人保健施設の復旧に要する費用の一施設当たりの平均額が八十万円以上であること。

（船員保険の標準報酬月額の改定の特例に係る葬祭料付加金等の特例）

第四条 法第五十九条第三項に規定する改定船員被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものに係る船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第一条第一項に規定する被災障害者支援施設の受ける者について同項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」とする。

(雇用保険の延長給付の調整に関する特例)

**第五条** 法第八十二条第一項の規定による雇用保険の基本手当の支給を受ける受給資格者に係る雇用保険法施行令(昭和五十年政令第二十五号)第九条の規定の適用については、同条第一項中「法第二十八条第一項」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)。以下この条において「震災特別法」という。」第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第一項」と「当該名号に定める日数」とあるのは「当該名号に定める日数(震災特別法第八十二条第一項の規定による基本手当の支給にあつては、同条第三項に規定する日数)」と、同条第二項中「法第二十八条第二項」とあるのは「震災特別法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第二項」と「同条第一項」とあるのは「震災特別法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第一項」とする。

(指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助に関する児童福祉法の規定の技術的  
就替え)

項第二十四条の三第八		施設給付決定保護者が指定的障害児施設等に付けるための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十一年法律第四十号)以下「平成二十二年災害特別法」という。)が規定する被災施設給付決定保護者をいふ。	
項目	内容	当該施設給付決定保護者	当該被災施設給付決定保護者
項第二十四条の三第九	前項	当該指定施設支援に要した費用 (特定費用を除く)	当該被災施設給付決定保護者
項第二十四条の三第九	前項	障害児施設給付費として	当該指定的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用
項第二十四条の三第十	都道府県	障害児施設給付費の	当該被災施設給付決定保護者
障害児施設給付費	都道府県	当該施設給付決定保護者	当該被災施設給付決定保護者
て被災特別法第八項の規定による支払い	都道府県、地方自治法第一百五十二条の十九の第一項に規定する児童相談所設置市	同条第一項の規定による	震災特別法第八十六条第三項において準用する前項



**第十一條** 法第九十四条第一項又は第二項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額を改定された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員である場合においては、当該標準報酬月額を改定された月に係る当該加入員の標準給与（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第一百一十九条第一項に規定する標準給与をいう。）の改定の方法については、厚生年金基金（昭和四十一年政令第三百一十四号）第十八条の規定にかかわらず、法第九十四条の規定の例によることができる。

2 基金は、法第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所（当該基金の設立事業所（厚生年金保険法第百四十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）であるものに限る。）の事業主から申出があつたときは、厚生年金保険法第百三十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された期間（次項において「保険料免除期間」という。）に納付すべき掛金（厚生年金保険法第百三十八条第一項に規定する掛金をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除することができる。

一 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員以外の加入員である場合における当該加入員に係る掛金（次号に掲げるものを除く。）当該加入員に係る免除保険料額（当該加入員の同法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。）



